

## 令和5年度未来を彩る花の森づくり事業補助金公募要項

### 1 補助金の趣旨、目的

県では、県内外から多くの人々が訪れる花の名所づくりに取り組み、地域活性化を図ることを目的として、景観資産となる樹木（原則として、和歌山県郷土樹種使用指針（平成24年5月制定）別表2に規定する有用郷土樹種のうち、高木に分類され、花の咲く木、紅葉する木をいう。以下同じ。）の植栽、育成等に係る事業を行う市町村や民間団体等に対し、紀の国森づくり基金を活用し、補助金を交付します。

### 2 補助対象事業

次の表に掲げる事業のうち、樹木を景観資産として活用するため、住民等が積極的、継続的に樹木の育成管理及びそれらを通じた地域活性化に関与するものを対象とします。

事 業 名	内 容
植樹事業	県内外から多くの人々が訪れるような眺望を創り、景観資産となる樹木を植栽する事業
環境整備事業	来訪者の増加を目的として環境を整備する事業 ただし、森林整備又は木材を利用した景観づくりに資する事業に限る。 また、本補助金の植樹事業に併せて実施するものに限る。
交流推進事業	樹木に愛着を持ち、継続的に育成管理に関与することを目的としたイベントを実施する事業 ただし、本補助金の植樹事業に併せて実施するものに限る。

ただし、次のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象となりません。

- (1) 国又は県の補助・助成等を受けている、又は受ける見込みのあるもの
- (2) 自己若しくは申請団体構成員の営む事業の宣伝等営利を目的とするもの又は特定の思想の主張を目的としていると認められるもの
- (3) 事業実施予定地が県外におよぶもの
- (4) 交付申請前に着手予定のもの
- (5) 法令に違反すると認められるもの
- (6) 法令により義務づけられ、又は行政指導を受けたことにより行うこととなったものと認められるもの
- (7) 令和5年度中に完了しないことが見込まれるもの
- (8) その他「未来を彩る花の森づくり事業」としてふさわしくないと認められるもの

### 3 事業の採択条件

未来を彩る花の森づくり事業における植樹は以下に掲げるいずれかの場所で実施するものとします。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画対象森林（以下「5条森林」という。）
- (2) 5条森林に編入することができる森林
- (3) 森林公園又はこれに類する場所

#### 4 応募資格

市町村及び県内に事業所を有する法人その他の団体で、次の（1）～（6）の要件を全て満たしている団体等です。

- （1）運営が適正に行われており、経理や運営内容を報告できる団体。
- （2）構成員が5人以上であること。
- （3）当該補助事業完了後も管理責任者を明確にし、責任をもって継続的に樹木の育成・管理及び周辺環境の清掃等を行えること。
- （4）実施事業の公表に異議がないこと。
- （5）政治団体又は宗教団体でないこと。
- （6）暴力団及びその関係者でないこと。

※原則として、団体の銀行口座が必要です。

#### 5 補助対象経費等

補助対象経費、補助率及び補助限度額は、次に掲げるとおりです。

補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、委託料、工事請負費、備品購入費、その他知事が必要と認める経費 ※詳細は別表のとおり
補助率	10/10 以内
補助限度額	予算の範囲内で知事が決定する。 (うち、交流推進事業については、植樹事業に係る補助金の交付額の1/2の額を補助限度額とする)

#### 6 事業の選定

応募された事業については、別に定める評価基準に基づき、有識者等で構成する「未来を彩る花の森づくり事業評価委員会」が評価を行い、その結果を踏まえて知事が選定します。選定された事業については、知事から応募者あてに通知します。

#### 7 応募方法

応募に当たっては、下記の書類を提出してください。

- （1）未来を彩る花の森づくり事業応募申請書【別紙1】
- （2）事業計画書【第1号様式】
- （3）收支予算書【第2号様式】
- （4）団体等概要書【第3号様式】
- （5）役員名簿【第4号様式】
- （6）植栽に係る計画書【第5号様式】（植樹事業に応募する場合）
- （7）環境整備に係る計画書【第6号様式】（環境整備事業に応募する場合）
- （8）交流推進に係る計画書【第7号様式】（交流推進事業に応募する場合）
- （9）事業実施予定地及びその付近の状況を示す写真
- （10）事業実施予定地の使用権原を有し、又は有する見込みであることを示す書類【参考様式1】
- （11）収支予算書に記載された支出に係る金額の根拠となる見積書等の写し

(12) 事業実施予定地を所管する市町村長の意見書（申請者が市町村の場合を除く）

【地域の実情に合った地域活性化等の観点から、事業実施予定地の所在する市町村の長の意見書の添付を求めます。応募にあたり、事業実施予定地の所在する市町村（担当窓口となる課は別添①で確認願います。）と協議してください。】

(13) その他必要と認める参考資料

※申請書等は和歌山県庁地域政策課ホームページから入手願います。

※(12) 市町村長の意見書については、市町村から直接振興局に提出してもらうことも可能です。

※提出書類に不備があった場合は、応募を受け付けられないことがあります。

8 募集期間

令和5年6月1日（木）～令和5年6月30日（金）【必着】

9 提出先及び部数

事業実施予定地を所管する振興局地域課にメール、郵送又は持参にて2部（正本1部、副本1部）を提出してください。

10 補助条件

選定された応募者が補助金の交付を受ける際は、所定の補助金交付申請を行ってください。なお、応募いただいた時点から団体の構成や事業の計画等に変更がある場合は、選定を取り消す場合があります。

11 補助金の支払い

補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとします。なお、精算にあたっては領収書等支出済額を証明する関係書類が必要です。

なお、交付申請時に必要書類を提出し、承認を受けた場合に限り、概算払いができます。ただし、概算払いの請求時には、請求書等の支払い額を証明する書類が必要です。

12 財産処分について

本補助により取得した備品等について、事業完了後に耐用年数を経過せずに、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、除去し、又は担保にした場合には、補助金の返還を命じることがあります。

13 その他

(1) 事業実施予定地が、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、森林法（昭和26年法律第249号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）その他の法令等の規制に係るものである場合には、事業主体において必要な手続きをとってください。応募時には見込みでも結構ですが、事業着手時には、当該手続きが完了したことを示す書類の提出を行っていただく必要があります。

(2) 本補助金により整備した箇所の活用状況については、事業完了年度の翌年度から5年間、交付要綱第6条関係別記第5号様式により報告を行っていただく必要があります。

(3) その他詳細については、「和歌山県補助金等交付規則」、「未来を彩る花の森づくり事業補助金交付要綱」及び「未来を彩る花の森づくり事業補助金公募実施要領」を御確認ください。

別表 補助対象経費等

費 目	摘 要	備 考
報償費	外部講師及び森林作業技術者等への謝礼金等	・1時間当たり6,000円/人、1日当たり24,000円/人を上限とする。
旅費	外部講師及び森林作業技術者等への旅費	・実費相当分とする。
需用費		
消耗品	事業実施に直接必要な物品の購入費	
印刷製本	資料印刷代等	
用具器具	鋸、鉈、鎌、鍬、金槌等	・植樹や土地の整備等に必要なものに限り、20万円を上限とする。
役務費	資材の郵送等に係る通信運搬費、ボランティア活動の傷害保険料等	
使用料及び賃借料	車両、会場、機材等の借り上げ料等	
資材費	苗木代、支柱代、肥料代、防護ネット代等	
委託料	木製看板作成等	
工事請負費	整地及び歩道の整備等	
その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費（別途協議）	